

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 2 月 15 日

成田市長 小泉 一成



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

堀之内地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 2 月 9 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

個人 2 経営体（うち 認定農業者 2 経営体）

法人 1 経営体（うち 認定新規就農者 1 経営体）

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理事業の活用方針

農地の出し手・受け手双方の意向を把握し、農地中間管理事業を活用の上、中心となる経営体への集積を図る。

6. 地域農業の将来のあり方

当地区は市のほぼ中央に位置する成田空港の A 滑走路と B 滑走路に挟まれた谷間地域であり、農地の中心は畑であるが、一部には谷津田も所在している。農業者の高齢化や兼業化が進む中、認定農業者などが集落内の農地を借り受けて耕作しているが、農業後継者は減少傾向にある。

そうした中、昨年 3 月には、施設栽培を行おうとする新規参入者が集落内の農地を借り受けて営農を開始したところであり、今後は 6 次産業化や高付加価値化にも取り組んでいくなど、「地域に人を呼び込む農業」の実践による地域の活性化が期待されている。

引き続き、集落内外の認定農業者を中心に低コスト化及び効率化の取組を通じて経営強化を図っていくとともに、更なる新規就農者などの多様な担い手の確保・育成に努め、地域農業の維持・発展を目指していく。